（法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位）

第九十五条　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

（法第六十一条第三十三項の厚生労働省令で定める制度）

第九十六条　法第六十一条第三十三項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。

一　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項の規定による育児休業

二　国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項の規定による育児短時間勤務

三　法第六十一条第三項の規定による休業

四　法第六十一条第七項の規定による休暇

五　法第六十一条第十二項の規定による休暇

六　法第六十一条第十七項（同条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度

七　法第六十一条第二十一項（同条第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度

八　法第六十一条第二十五項（同条第二十六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜において勤務しない制度

九　法第六十一条第二十九項の規定により一日の勤務時間の一部につき勤務しない制度

（法第六十一条第三十四項の厚生労働省令で定める制度）

第九十七条　法第六十一条第三十四項の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度は、次のとおりとする。

一　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業

二　地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項の規定による育児短時間勤務

三　地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項の規定による部分休業

四　法第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項の規定による休業

五　法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第七項の規定による休暇

六　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十二項の規定による休暇

七　法第六十一条第十九項（同条第二十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により所定労働時間を超えて勤務しない制度

八　法第六十一条第二十三項（同条第二十四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しない制度

九　法第六十一条第二十七項（同条第二十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜において勤務しない制度

十　法第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定により一日の勤務時間の一部につき勤務しない制度

第八十五条の次に次の一条を加える。

（法第六十一条第三項の厚生労働省令で定めるもの）

第八十六条　法第六十一条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

附　則

この省令は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第一条第一項第一号に掲げる規定及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第四百四十九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

別表中

愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社

を

岐阜県 愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社

に、

和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
徳島県	株式会社ＳＴＮｅｔ
香川県	株式会社ＳＴＮｅｔ

を

和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
香川県	株式会社ＳＴＮｅｔ

に改める。

○総務省告示第四百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の四第三項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百五号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

「Ｗｉｒｅｌｅｓｓ Ｃｉｔｙ Ｐｌａｎｎｉｎｇ株式会社」を「ＵＱコミュニケーションズ株式会社及びＷｉｒｅｌｅｓｓ Ｃｉｔｙ Ｐｌａｎｎｉｎｇ株式会社」に改める。

○総務省告示第四百五十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民進党から訂正の報告があったので、平成二十八年総務省告示第三百六十六号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党東京都第22区総支部の項４中

「人件費	2,816,440」を
人件費	3,026,590」に、
事務所費	428,860」を
事務所費	218,710」に改め、